

会計参与の活用

問 新しくできた会計参与の制度では、会社の決算を組んだり、株主総会で報告をすると聞いているが、詳しい仕事の内容や顧問の税理士との違いについて知りたい。

◇参与は役員、税理士は請負

・会計参与は、会社法で定められた役員で、内部機関として位置づけられており、株主総会で選任され、登記が必要です。報酬も株主総会で決められます。任期は二年ですが、株式譲渡制限会社では定款で定めれば、一〇年まで伸ばすことができます。
 ・就任できるのは、税理士や公認会計士、または、監査法人や税理士法人に限られます。
 ・その会社の取締役、監査役、執行役、支配人、その他の使用人は、会計参与となることはできません。
 ・税理士は、会社の依頼を受けて、税務書類の作成や申告、調査の立会いなどを行います。契約によっては、帳簿記入の代行や決算も行います。会社とは、顧問の委嘱など、請負契約の関係

経営の散歩道

新会社法の対応 4

— ずばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

となります。
 ・顧問の税理士が、会計参与も兼務することは可能で、むしろ、そのケースが多くなると考えられます。税理士としては、責任を負う立場となるので、会社の経理が十分に信頼できるところを選び、慎重に契約を結ぶこととなります。

◇会計参与の職務と責任

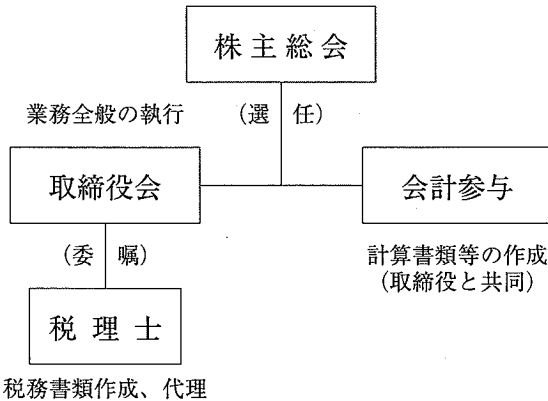
会計参与の職務は、取締役と共同して、計算書類等を作成することです。この制度を活用することで、会社の経理が正しく行われているという、第三者からの評価が

高まるという効果も期待できます。職務の内容と権限には、次のようなものがあります。

- 1 計算書類などの作成
 取締役と共同して、計算書類および付属明細書を作成します。臨時計算書類、連結計算書類、ならびに会計参与報告を作成しなければなりません。
- 2 閲覧、謄写、報告、調査
 会計帳簿や、これに類する資料の閲覧や謄写をしたり、取締役や支配人、その他の使用人に対して、その会社や子会社の会計に関する報告を求めたり、業務および財産の状態を調査することができます。
- 3 株主総会での説明と意見の陳述
 株主総会で、株主から特定の事項について説明を求められた場合は、必要な事項について説明をしなければなりません。
 計算書類等の作成について、取締役と異なる意見があるときは、株主総会で意見を述べることができます。
- 4 計算書類の五年間の保存
 作成した計算書類は、株主総会の日の一週間前の日から五年間、会社とは別に、会計参与が

定めた場所に備えておかねばなりません。

- 5 株主や債権者の閲覧の対応
 株主や債権者から計算書類の閲覧を求められた場合は、見せなければなりません。
- 6 取締役の不正の通告義務
 その職務を行うに際して、取締役の不正な行為や、法令・定款に違反する重大な事実を発見したときには、遅滞なく、株主（監査役を置く会社では監査役）に通告しなければなりません。



◇どの程度の責任を負うのか

会計参与の責任は、会社に対する責任と第三者に対する責任があります。

1 会社に対する責任

その職務を怠って損害が発生した場合、取締役や監査役と同じように、**懈怠責任**が問われ、会社に対して、損害賠償する責任を負います。

また、株主代表訴訟を受ける対象となります。

職務を行った際に、善意で重大な過失がなければ、総株主の決議によって、会社に対する賠償を減免することができます。

その範囲は、報酬の二年分を控除して得た額が限度となります。

あらかじめ定款で「取締役の過半数の同意により免責できる」ように定めておくこともできます。

2 第三者に対する責任

会計参与が、職務を行う上で重大な過失があったときは、それによって生じた損害について、第三者に対して、損害賠償する責任があります。

ただし、会計参与がその行為

をするについて、注意を怠らなかったことを証明したときは、その限りではありません。

最近では、金融機関の貸付審査がきびしくなり、会計書類についても、内容を細かくチェックし、会計参与を置くように求めてくることも予想されます。

もし、会計参与が、粉飾決算にかかわっていれば、その責任を問われることになります。

